

令和6年度山形地方最低賃金審議会  
第6回山形県最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和6年8月20日（火）午後2時56分～午後5時27分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員9名

公益	コーエンズ委員、本間委員、村山委員
労働者側	石川委員、柿崎委員、西部委員
使用者側	太沼委員、木村委員、丹委員

（事務局） 松岡労働基準部長、門脇賃金室長、那須地方賃金指導官、丹野事務官

4 議 題

- （1）山形県最低賃金の改正決定について
- （2）その他

5 議事要旨

- （1）事務局より配付資料について説明した。また、資料1ページの総括欄のうち、【●賃金関係（名目賃金）全国：令和6年6月前年同月比3.0%の上昇】とした箇所について、「3.0%の上昇」ではなく、「4.5%の上昇」であること口頭で修正した。

公労、公使の個別協議において、各側から金額提示があったが、意見の一致をみるに至らず、専門部会再開後に公益委員見解を提示し採決を行った。

公益委員見解として、引上げ額55円、引上げ率6.11%、改正金額955円が提示され、賛成過半数（賛成：公益2名、労側3名、計5名。反対：使側3名。）により、公益委員見解を当専門部会の結論として山形地方最低賃金審議会に報告することとされた。

併せて、第5回当専門部会で提案された政府に対する要望事項について、以下のとおり部会報告へ付記することとなった。

- ①業務改善助成金等の政府が掲げる生産性向上の支援策について、単年度ではなく複数年度にわたり有効な補助金、助成金制度の新設を含む中長期の施策を構築すること。また、最低賃金引上げの影響を強く受ける地方の中小企業・小規模事業者が活用しやすくなるよう、Cランクの地域に対する要件緩和や予算の傾斜配分など、より一層、実効性のある制度とすること。
- ②地方の中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁の実現に向け、所管省庁は監視と指導を徹底すること。特に中央の大企業に対する取引適正化の実効的な施策として、たとえば、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に係る適切な研修、指針に違反する行為に対する独占禁止法及び下請法に基づく厳正な対処などを一層強化・拡充すること。

- （2）令和6年8月21日（水）午後3時開催予定の第3回山形地方最低賃金審議会へ部会報告を行う。